

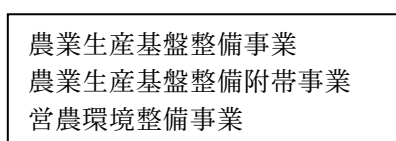
農地整備事業（経営体育成型） ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	--

目 的

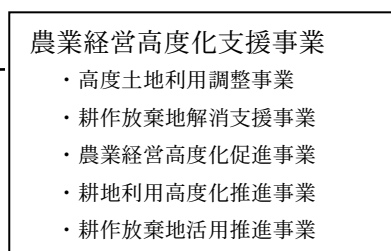
食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)



(ソフト事業)



事業の内容

- 1 下記の(1)の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の(1)に掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記1または2の事業と下記の(2)から(5)までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。
 - (1) 農業生産基盤整備事業
 - ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業
 - ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全
 - (2) 農業生産基盤整備附帯事業
 - (3) 営農環境整備事業
 - (4) 農業経営高度化支援事業
 - ①高度土地利用調整事業
 - ア 指導事業
土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動
 - イ 調査・調整事業
関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動
 - ②耕作放棄地解消支援事業
 - ア 指導事業
 - イ 調査・調整事業
 - ③農業経営高度化促進事業
 - ア 中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）
中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援
 - ④耕地利用高度化推進事業
営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
 - ⑤耕作放棄地活用推進事業
 - (5) 特認事業

採択要件

(農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
40%未満の場合	50%以上
40%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

イ 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
23%未満の場合	30%以上
23%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

ウ 事業完了時点において以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

農地所有適格法人			農地集積
事業開始時	事業完了時		事業完了時
なし	設立	経営所得安定対策の加入者	経営等農地面積の割合が受益面積の50%以上
あり	—	特定農業法人かつ 経営所得安定対策の加入者	

3 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

※中心経営体とは

人・農地プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体」

負担割合

1 農業生産基盤整備事業，農業生産基盤整備附帯事業，営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業 営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用

2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき，平成19年度から事業実施するものとする。

負 担 割 合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
		50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	農村地域復興再生基盤総合整備事業の場合
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては，市町村，改良区が事業実施主体

(2)及び(3)については，市町村が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は，県・市町村負担分について，農業生産基盤整備事業のガイドラインの95%分まで震災復興特別交付税が措置される。

()は中山間地域に適用